入会に関する細則

- 第1条 会則第6条第2項に基づき、入会に関し必要な事項を定める。
- 第2条 本会の加入資格基準、会員資格取得に伴う義務と権利は、別表のとおりとする。
- 第3条 本会に入会しようとするときは、次の手続きによる。
 - (1) 団体会員として入会しようとする図書館(室)は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、当該機関の長より会長宛に提出するものとする。
 - (2) 個人会員として入会しようとする個人は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入して会長宛に提出するものとする。
 - (3) 賛助会員として入会しようとする団体は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、会長宛に提出するものとする。
- 2 前項の申し込みがあったときは、理事会において入会資格を審査し、決定する。
- 3 前項の結果は、本人に通知するとともに、会員に周知しなければならない。
- 第4条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 ただし、細則施行日において現に会員であるものについては、この細則により入 会が認められたものとみなす。
- 3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。
- 4 この細則は、平成 19 年 4 月 21 日から施行する。
- 5 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 6 この細則は、平成25年4月25日から施行する。

「入会に関する細則」別表(第2条関係)

会員の資格基準

事 項	団体会員	個人会員	賛助会員
種別	看護系大学・短期大学の図書館	看護関係情報に関心を持	本会の事業を賛助す
	看護学校(専修・専門等)の図	ち、本会の趣旨に賛同す	る団体
	書室	る個人	
	看護に関する教育・研究を行う		
	団体の図書館 (室) 及び臨床機		
	関の図書館 (室)		
会員となる	図書館(室)などの機関	個人	団体、もしくはその
主体			部署
申請者	機関の長	個人	上記の責任者
会費の出処	機関の経費	個人	上記の経費
運営・事業へ	機関の長が認める範囲にお	本会が定める事業につ	
の参加	いて参加できること。	いて、個人の可能な範	
	機関の長が認める範囲にお	囲で参加できること。	
	いて機関の所有物を提供で	原則として機関の所有	
	きること。	物を使用することはで	
		きない。	

会員の義務

項目		団体会	個人会員	賛助会員
		員		
会費	会費の納入	15, 000	5,000円	50,000円
		円		
運営	総会の参加	0	0	×
	役員の引受け	0	○(別に定める役員の	×
			み)	
	総会会場の引受け	0	×	×
事業	委員会委員長及び委員の引受	0	0	×
	け			
	文献相互利用への参加	0	×	×
	加盟館ハンドブックへの情報	0	×	×
	提供			
	重複雑誌交換への情報提供	0	×	×
	実態調査への情報提供	0	△(可能会員のみ)	×
	研究会等事業開催時の会場引	0	×	×
	受け			
	会報への情報提供	0	○(別に定める情報の	○(別に定める情報
			み)	のみ)

ホー.	ムページへの情報提供	0	△(可能会員のみ)	○(別に定める情報
				のみ)
メー	リングリストへの参加	0	0	×

会員の権利

項目		団体会	個人会員	賛助会員
		員		
運営	表決権	○(2票)	○ (1票)	×
	総会への出席	0	0	0
事業	文献相互利用	0	△(受付館の対応に	×
			よる)	
	加盟館ハンドブックの配付	0	×	×
	重複雑誌交換参加	0	×	×
	実態調査報告書の配付	0	△(情報提供会員の	×
			み)	
	研究会への参加	0	0	0
	会誌の入手	0	0	0
	会報の入手	0	0	0
	各出版物の会員価格適用	0	0	0